

【機能訓練】

1. 訪問による訓練

- 病院におけるリハビリテーションの後、居宅における日常生活上の訓練が必要であって、通所によるサービスの利用が困難と認められる等の場合、訪問に限定したサービスを報酬上評価。

【生活訓練】

1. 訪問による訓練

- 日中は、就労等のため、通所によるサービス利用が困難であって、住まいの場における日常生活面の訓練が必要であると認められる者について、訪問によるサービスと、必要に応じた短期間の滞在を組み合わせるサービスを報酬上評価。

2. 短期間の施設滞在

- 短期間の施設への滞在について、①生活訓練の一環として、個別支援心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合、報酬上評

3. 精神障害者の退院の促進

- 精神科病院からの病棟転換等を行い、入院患者の退院を促進するよう、夜間を含めた自立訓練事業を行う場合、報酬上一定の評価を行う。

「退院支援施設」について記述したというが、この2行だけ！